

○ 招 集 告 示

住田町告示第46号

第12回住田町議会定例会を次のように招集する。

令和7年8月29日

住田町長 神 田 謙 一

1 期 日 令和7年9月18日

2 場 所 住田町議会議場

○ 応 召 ・ 不 応 召 議 員

応召議員（10名）

1 番	金 野 千 津 君	2 番	荻 原 勝 君
3 番	佐々木 初 雄 君	5 番	瀧 本 正 徳 君
6 番	村 上 薫 君	7 番	阿 部 祐 一 君
8 番	林 崎 幸 正 君	9 番	菊 池 孝 君
1 1 番	水 野 正 勝 君	1 2 番	佐々木 春 一 君

不応召議員（2名）

4 番	佐々木 信 一 君	1 0 番	高 橋 靖 君
-----	-----------	-------	---------

令和7年第12回住田町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和7年9月18日（木）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1 番	金 野 千 津 君	2 番	荻 原 勝 君
3 番	佐々木 初 雄 君	5 番	瀧 本 正 徳 君
6 番	村 上 薫 君	7 番	阿 部 祐 一 君
8 番	林 崎 幸 正 君	9 番	菊 池 孝 君
11 番	水 野 正 勝 君	12 番	佐々木 春 一 君

欠席議員（2名）

4 番	佐々木 信 一 君	10 番	高 橋 靖 君
-----	-----------	------	---------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	神 田 謙 一 君	教 育 長	松 高 正 俊 君
監 査 委 員	紺 野 仁 君		

.....

副 町 長	小 向 正 悟 君	総 務 課 長 兼選挙管理 委員会書記長	横 澤 広 幸 君
住民税務課長兼 会 計 管 理 者	鈴 木 絹 子 君	企画財政課長	高 萩 政 之 君
保健福祉課長 兼地域包括支 援センター長	千 葉 英 彦 君	建 設 課 長	佐々木 淳 一 君

農政商工課長兼
農業委員会
事務局長
教育次長

菊田賢一君

林政課長

佐々木 暁文 君

多田裕一君

事務局職員出席者

議会事務局長

菅野 享一

係

長

荻野 映理

開議 午前 10 時 00 分

◎開会及び開議の宣告

- 議長（佐々木春一君） ただいまから令和 7 年第 12 回住田町議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員は 10 人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。
これから、本日の会議を開きます。
-

◎諸般の報告

- 議長（佐々木春一君） これから諸般の報告をします。
職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

- 議長（佐々木春一君） これで、諸般の報告を終わります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（佐々木春一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、住田町議会会議規則第 118 条の規定によって、11 番、水野正勝君、
1 番、金野千津さんを指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（佐々木春一君） 日程第 2、会期の決定を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から 10 月 1 日までの 14 日間としたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から１０月１日までの１４日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定等は、お手元に配付の会期日程表のとおりとすることで、御了承願います。

お諮りします。

議案等調査の都合により９月２２日及び９月２９日を休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、９月２２日及び９月２９日は休会とすることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（佐々木春一君） 日程第３、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 荻 原 勝 君

○議長（佐々木春一君） ２番、荻原 勝君。

〔２番 荻原 勝君質問壇登壇〕

○２番（荻原 勝君） おはようございます。２番、荻原 勝であります。通告に従いまして、私の１回目の一般質問を大きく２点伺います。

１、高齢者福祉の向上について

去る８月１９日の議会臨時会・町長所信表明演述において、「これからの町政運営では、限られた人的・財政的資源の中で、人口減少や高齢化の進展などの多様な課題に立ち向かい」「住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる町を築いていく」と述べられていることから、高齢者福祉の向上について、次の２点を伺います。

(1) 町内の高齢者は、病気やけがなどで町外への入院となることが多く、また退院の際には、個々の状況により自宅には戻れず、希望施設への入所もかなわず、やむなく転院や他施設への入所を選択しているケースが一定数存在しております。町は、このような高齢者やその家族に対し、どのような相談・支援体制を取っているのか。

(2) 町内においては、高齢や心身の不調により不便が生じている高齢者に対し、訪問看護・訪問介護・通所介護などの在宅サービス及び介護老人福祉施設での施設サービスが提供されている。それらサービスのさらなる体制強化が大事だと考えるが、どのような取組を考えているか。

2、日本遺産「みちのくGOLD浪漫」について

本年7月、日本遺産「みちのくGOLD浪漫（黄金の国ジパング、産金はじめりの地をたどる）」に大船渡市が追加登録されることが決まりましたが、当町でも同様の動きがあることから、次の2点を伺います。

(1) 当町の、日本遺産「みちのくGOLD浪漫」追加登録へ向けての取組や展望を伺う。

(2) 町内には、多くの金山跡、民俗資料館の産金関連展示、砂金採り体験の実績、民家から発見された「紺紙金字一切経」などが存在しており、それらは、日本遺産「みちのくGOLD浪漫」に加入している市町の構成文化財と同等の価値を有しているものとする。今後、それらをどのように整備・保存していく考えか。

以上、大きく2点、私の一般質問を終わります。

○議長（佐々木春一君） 答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

〔町長 神田謙一君登壇〕

○町長（神田謙一君） 荻原議員の御質問にお答えをいたします。

最初、1項目めの高齢者福祉の向上についての(1)、高齢者やその家族に対しての相談・支援体制についてお答えをいたします。

本町では、介護保険サービスを初めて利用される場合には地域包括支援センターが窓口となり、介護保険の利用できるサービス、サービスの利用の仕方、申請方法、サービスを利用したときの負担などについて御説明をし、介護保険サービスをスムーズに利用できるように相談・支援体制を整えているところであります。

議員御質問のとおり、病気やけがなどで入院し自宅に戻れず、施設入所や転院を選択している方は一定数いると把握しています。施設入所や転院については本人や御家族の希望を聞

いた上で、施設入所については、入院前に介護保険サービスを利用している方は担当の介護支援専門員が、介護保険サービスを利用していない方は、地域包括支援センターが中心となって御相談に応じております。

また、転院については、入院先の病院の相談員が中心となって御相談に応じております。地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、医療機関では、可能な限り利用者の皆さんの御希望に応えられるよう、相談体制を整えております。

次に（２）介護保険サービスの状況とさらなる体制の強化についてお答えをいたします。

町内では、訪問介護・訪問看護・通所介護・介護老人保健施設・認知症グループホームのサービスがあり、介護老人保健施設などは近隣市のサービスを利用されております。令和７年３月末現在、６５歳以上の要介護・要支援認定を受けている方は４９５人、６５歳以上に占める割合は２１．９％となっております。要介護・要支援認定を受けた方で介護保険サービスを利用している割合は、在宅サービスが５７．６％、地域密着サービスが６．５％、施設サービスが３０．２％となっております。

令和７年３月末の本町の高齢者人口は２，２４７人、高齢化率は４８．４８％で、１５年後の令和２２年の高齢者人口は１，７１２人に減少し、高齢化率は５４．３％に増加すると推計されております。また、令和２２年の要介護・要支援認定者は４４７人、現状より４８人減少すると推計されており、高齢者人口の減少とともに、要介護・要支援認定者の数も減少していく見込みであります。

介護サービスのさらなる体制の強化についてですが、総合計画の在宅医療・介護プロジェクトにより、地域包括ケアシステムの進化・推進、事業機会の確保、人づくりプロジェクトによる医療・福祉・介護の専門人材の確保に取り組んでいきたいと考えております。

大きく２項目めの御質問については、教育委員会より答弁をいたします。

私からは以上です。

○議長（佐々木春一君） 教育長、松高正俊君。

〔教育長 松高正俊君登壇〕

○教育長（松高正俊君） 私からは、２項目めの日本遺産「みちのくＧＯＬＤ浪漫」への追加登録について、初めに（１）追加登録へ向けての取組や展望についてお答えいたします。

本町には、産金に係る様々な遺産が存在し、これまでも調査や保存活用を図ってまいりました。また、平泉町をはじめ、陸前高田市、気仙沼市等が日本遺産「みちのくＧＯＬＤ浪漫」に登録し、本年７月には大船渡市が追加認定されたことも承知をしているところであります。

加えて、今年の初め、本町の個人のお宅より藤原秀衡公が中尊寺に奉納した経巻の中の一巻である可能性が高いとされる紺紙金字一切経が発見され、4月には町民ホールで特別展示を開催したところであります。教育委員会といたしましては、この発見を契機と捉え、日本遺産に関しての調査・研究を進めているところであります。

仮に追加申請を行う場合の大まかな流れといたしましては、本町の公正文化財や活用テーマについての選定、公正文化財とGOLD浪漫との関連性やストーリーの整理、構成市町による現地視察、構成市町の同意、文化庁への追加申請となると考えております。現在のところ、申請の有無も含め、慎重に検討を行っている段階であります。

なお、申請や認定に際しては経費もかかりますし、人的体制もしっかりと整えなければならないと考えております。

また、一旦申請し仮に認定されれば、単年度で完了する取組ではなく、継続していかなければならないこと、構成市町とも密接に連携を図らなければならないこと、本町では現在、栗木鉄山跡の保存活用についても取り組んでいること、そして、それらが本町の文化財行政にどのような影響や波及効果があるのか等も考慮しなければならないと考えておりますので、今後につきましては、日本遺産「みちのくGOLD浪漫」事務局である宮城県の涌谷町や構成市町、県内や全国の日本遺産の状況に関して情報の収集を図りながら、引き続き調査・研究を進めさせていただきたいと考えております。

次に、（２）町の金山跡、民俗資料館の産金関連展示、紺紙金字一切経等の文化財をどのように整備・保存していく考えかについてお答えいたします。

議員の御質問のとおり、本町には多くの金山跡がありますし、民俗資料館の産金資料展示室には川砂金採取や金山関係の道具など産金関係の資料が充実しており、一般展示に加え、小中学生の地域創造学の学習等にも活用されておりますし、川砂金の採取体験等は大変珍しい取組であると捉えております。

加えて、紺紙金字一切経につきましては、新たな町の貴重な文化財であると考えております。

それらの文化財の整備・保存につきましては、日本遺産への登録を考慮しつつも、全ての文化財の保存場所を整備等をするのではなく、個々の文化財の重要性等を考慮し、保存を図ってまいりたいと考えております。

なお、紺紙金字一切経に関しては、保存のために適切な温度や湿度管理ができる収蔵庫が本町にはございませんので、博物館法の規定により、都道府県教育委員会の登録を受けてい

る登録博物館に管理を委託したいと考えております。

私からは以上になります。

○議長（佐々木春一君） 再質問を許します。

荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 1の高齢者福祉の向上についての（1）についてから再質問をいたします。

高齢者やその家族に対して、特に初めてのサービス利用者に対して、町は地域包括支援センターを用意していると、活用していただきたいというようなお話であったと思いますが、町民に寄り添う存在である地域包括支援センターの業務内容や場所などの周知、これが本当にいざそういう場面に遭遇するのは想定していない方が多いですので、そういう方々に対してもスムーズに業務内容や場所が分かるような体制を今後とも継続して進めていってほしいと思いますが、どのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 町民の方々が介護サービス等の利用が必要な場合には、地域包括支援センターに相談に来ていただいている現状があります。例年、健康とくらしの予定表により、地域包括支援センターの業務内容について町民の皆さんに周知しているところですが、引き続き町民の皆さんが利用しやすいように、機会を捉えながら周知活動に取り組んでいきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） どこに行けばいいか、場所的にどこに物理的にあるのかというようなことをさらに分かりやすくしたらいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 地域包括支援センターについては、役場本庁舎1階の保健福祉課の中にございますので、皆さん多くの方々については、保健福祉課もしくは地域包括支援センターに今のところ直接御相談に来られています。

場所はどこだということにつきましても、くらしの予定表の中とかにも場所等も書いていますし、電話番号等も明記して皆さんが連絡しやすいような体制を取っておりますので、引き続きこのような取組を進めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） それでは、2のほうに移りたいと思います。

在宅サービスや施設サービス、これらのサービスについてさらなる体制の強化が必要だということに対して、包括ケアシステムを今後も進化させていくと。その中で、高齢化率は上がっていくけれども、高齢化人口は下がっていくので、そういうことを配慮しながら進めていくというようなお話であったのではないかと思います。

それでは2回目の質問として、昨年までの岩手県への要望で、町は訪問看護・訪問介護に関して住田地域診療センターの往診体制を要望していたと思いますが、今までの回答では、直ちに対応することは難しいということだったように思います。しかし、本年8月にまた要望を出しております。県からの感触はどうだったでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 住田地域診療センターの往診体制等の要望については、今年度についても要望しているところで、今年度につきましては、在宅療養者への往診の実施と訪問診療、オンライン診療の充実について県に要望したところです。

往診につきましては、突発的な対応で課題はあるけれども、医療局と協議していくとの回答をいただいているところでございます。

また、オンライン診療につきましては、拡充していく方向で町と相談して進めていくという回答をいただいているところです。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 従来より少し進展があったのかなというようなことなのかと思います。

また、住田地域診療センターの2階の活用についても県に要望していると思いますが、どんな状況であるのか。

町民の中には、住田地域診療センター2階の介護などへの活用や町内の老人介護福祉施設の体制強化などを望む声がありますが、どう捉えているか伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 住田地域診療センターの2階の活用についてお答えいたします。

2階の活用につきましては、災害時のすみた荘の避難場所として利用できないかということと、ころを住田地域診療センターのほうに打診していたところでございますが、やはり老朽化とかの部分もございますので、ハード面で利用が難しいという回答を診療センター側からいた

だいているところです。

そういうこともありますし、もし利用するのであれば、改修費用とか多額の費用等もかかるようなお話もされておりますので、町としては、現実的に利用していくのは難しい部分があるのではないかなというふうに捉えているところです。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 活用できる部分がまだ残存していると私は思います。というのは、今はあそこは廃止されているわけではなくて、休所状態になっているはずなんですね。休所と全くやっていないというのは違うと思いますので、その辺の判断が県にもあるんだと思いますので、その辺の活用の可能性を考えていってほしいなと思います。

それから、次です。在宅サービス及び施設サービスの体制の強化のための一つの方策として、当町でも介護人材を地域おこし協力隊として募集したらいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 在宅サービスや施設サービスの地域おこし協力隊による人材確保という御質問でございますけれども、地域おこし協力隊による介護人材の確保は一つの方法であるとは考えていますけれども、実際にどのような人材が必要かなど、介護保険事業所と協議しながら進めていく必要があるものと考えているところです。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） どのようないうところは、各事業所とかやっていることで違うと思うんですけれども、介護人材ということでは共通すると思います。

その辺で、完全に町内で介護人材が充足しているのかどうかの認識について伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 現状であれば、サービスを停止している事業所はございませんので、ある一定数の人材の確保はされているとは思いますが、現在、介護サービス、在宅サービスとか施設サービスで従事されている方は高齢化等にもなってきておりますので、その分では、将来的には不足する可能性はあるというふうには考えておりますし、地域おこし協力隊の活用もそれは一つの方法であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 町内の介護サービス分野における処遇面というんですか、収入面は、他地域や他業種と比較してどういう状況にあるのか。また、国の介護報酬の引上げと訪問介護報酬の引下げという問題もあると思いますが、地域おこし協力隊も含め、町として介護サービス分野の人材に対してプラスアルファの補助をする考えはないか伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 町内の介護事業所の給与水準等につきましては、調査したことはございませんけれども、全国的な調査におきましては、普通のお業種と比べれば介護業種の方の給与面というのは低くなっているというのは、調査の上では分かっているところで

す。介護報酬のお話がありましたけれども、介護事業の収入は介護報酬というところになってるところです。介護報酬の改定がなければ、介護職の給与の引上げというものは非常に難しいというところがありますし、それにつきましては、制度自体の問題であるというふうに考えているところです。その上で、機会を捉えて国や県等に対して介護報酬の改定をしていただくように要望していきたいというふうに考えているところです。

プラスして町が独自で補助という考えもあろうかとは思いますが、やはり先に国の制度改正というものが一番重要になってくる部分ですので、そちらのほうに注力をしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 自治体によっては、訪問介護報酬の引下げ分を補助・補填したりですか、ヘルパーの車1台につき月々幾ら払うと、補助するというようなことをしている事例もあると思いますが、再度伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 町内の介護事業所に対しては、昨年度もですけど、物価高騰分で燃料費等の部分について町で助成したところでございますので、そういうもの、今年度につきましても一応考えているところではございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 考えているし、実際にもやっている部分もあるということで伺いました。

それでは、2の日本遺産「みちのくGOLD浪漫」についてに移らせていただきたいと思います。

いろいろお話を伺うと、今回の紺紙金字一切経の発見を契機にしていろいろ考えているけれども、登録を考えているけれども、文化庁への申請等、お金と人がかかるじゃないかと。その後の維持も大変でないかというようなお話だったというような印象も受けます。

そこで伺いたいと思いますが、報道で見ると、日本遺産「みちのくGOLD浪漫」について、登録という表現と認定という表現が混在しております。町はこの件をどのように整理しているのか伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 今、荻原議員がまとめていただいたとおりでございます。ありがとうございます。

報道では、登録と認定等々が混在しているということでございますけれども、一般論といたしましても、申請をしてそれを文化庁のほうで認めていただきまして、その後、日本遺産のほうに登録という手続になります。

ただ、ちょっと先ほど教育長も答弁いたしましたけれども、前段階といたしまして、やはりきちっと情報の収集、調査・研究をしなければならないですし、ちょっと言葉は失礼ですが、県教育委員会、それから文化庁、それから構成市町への根回し、ストーリーの整理、関係市町の同意、それから普段からの交流等々をしっかりとしていかなければならないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 今、非常にいろいろとコミュニケーションを図っていかなければならないというようなお話もあって、ああ、そういう苦労があるんだなというふうに思いました。

大船渡市では昨年5月、全国的に非常に珍しい民間主導の大船渡市を日本遺産の町にする市民運動実行委員会が組織され、後援会を複数回開催し、その中で住田町も一緒にどうかと案に誘っているような講演内容が多くあったと思われますが、町としてどう考えてきたのか伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 大船渡市でそのような組織が結成されたことは承知しております。
また、大船渡市におきましても、この方面の大変見識の高い先生方がいらっしゃいますし、
同様にうちの町にもいらっしゃいます。

ただ、大船渡市でできました背景等々も調べまして、教育委員会といたしましては、町民
の皆様がこの日本遺産「みちのくGOLD浪漫」、それから産金の歴史等々に関する意識の
醸成といったものも図っていかねばならないなというふうに思っております。

何事もそうなんですけれども、行政の一人歩きがないように、町民の皆様とも意識の共有
を図っていきたいと思っております。４月に行われました展示におきましてもそうなんです
けれども、単に珍しいものが出てきたから見に行こうかということではなくて、その紺紙金
字一切経、それから産金の歴史、それから背景等々も共用できればいいかなというふうに考
えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○２番（荻原 勝君） 本年８月１８日、平泉町で開催された日本遺産みちのくGOLD浪漫
推進協議会総会に教育長も出席されております。どのようなお考えで出席されたのか伺いた
いと思います。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） ８月１８日の総会につきましては、教育長とそれから担当者がオ
ブザーバーという形で出席をさせていただきました。その総会におきましては、それぞれの
市町の首長様も出席しておりましたので、その際には非常に情報収集、それから意見交換等、
活発に行われたというふうに認識しております。

引き続き、関係市町と情報収集、それから意見交換は続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○２番（荻原 勝君） この教育長の出席ですけれども、これからやるぞと、住田もやるぞと
というような意思表示をされたのかなというふうな受け取りもできるんですけれども、その辺
はどうだったんでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） その総会において名言はしておりません。調査研究をしている段
階だというふうなことでお答えしております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 日本遺産「みちのくGOLD浪漫」の重要なリーダーである宮城県涌谷町との情報交換が重要と考えられますが、どの程度そのコミュニケーションは進んでいるのか伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 宮城県涌谷町様とは担当者段階でございますが、意見交換、それから、この登録に当たっての御苦勞談であるとか、その効果等々について指導をいただいているところでございます。

大変恐縮でございますけれども、この日本遺産「みちのくGOLD浪漫」への登録となりますと、単なる事務作業ではなく、様々な知見、それから経験も重要になってまいりますので、宮城県涌谷町様に限らず、関係市町と情報交換は続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） それでは、（2）のほうに移らせていただきたいと思います。

様々な構成文化財候補が当町にもあるじゃないかと、どのように保存していくかというようなことだったと思いますが、それについて、特に紺紙金字一切経についていろいろ考えはあるということなんですが、特に町内でこのたび発見された紺紙金字一切経について、民間の持ち物とはいえ、国宝級に貴重なものであることから、どこで保存するのか。展示はどうするのか。レプリカを作成するのか。既存の民俗資料館の展示内容をどういうふうに変えていくのか等、いろいろあると思います。

先ほど、登録博物館という答弁もありましたけれども、どこの登録博物館で預かっていただくようにするのか等についてもお答えいただきたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 今、荻原議員がおっしゃいましたとおり、いろいろございます。

そのレプリカを作成するかどうか、また、その場合であると、レプリカはしょせんと言ったら失礼ですが、レプリカはレプリカでございますし、本物は本物でございます。仮に展示会等々を開催した場合に、そのレプリカの展示と本物の展示ではかなりの情報発信力に差があると思っております。

それから、本当に仮になんですけれども、民俗資料館で展示等々となりますと、民俗資料

館もかなり老朽化しておりますので、その改修等も必要になってまいりますので、その辺も考慮していかなければならないかなというふうに思っております。

それから、保存の場所でございますけれども、具体名はちょっと申し上げられませんが、関係者の方々の御指導等々をいただきながら、しっかりとした温度管理・湿度管理、それから保安というんですか、防犯の管理等々もしっかりした場所をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 平泉町の議員の方といろいろと懇談する機会等もありますので、そのときに情報をいろいろと伺いますと、紺紙金字一切経は何千巻とある中の相当部分が関西のほうに行っちゃっていると。秀吉の時代ですか、というようなこともあるので、一巻でもあるんだったら大事にしたほうがいいよというようなお話をいただいております。その辺の話も考慮しながら、鑑みながら、いろいろと保存方法の方向性を出していくことが大事だなというふうに思います。

それから、最後の質問にさせていただきたいと思うんですが、先ほどからの話を伺っていて、紺紙金字一切経をなかにすればどうだったのかなと。その発見がなかったら、登録まで考えていたんだろうかというようなことをちょっと思いました。

私はその紺紙金字一切経がもし発見されていなくても、住田にはたくさんの金山があり、その金山が幾つかは平泉の金色堂につながる非常に重要な金山であったという歴史もありますし、金山跡の数だけで言えば、数はどれだけ価値があるか分かりませんが、大船渡市は金山跡15、陸前高田市は10、それから住田町は20以上というふうに、大船渡市で開かれた講演会で日本鉱山遺産研究所所長の五十公野裕也さんという方が最新の研究を発表されております。

そういうことから、公正遺産として金山もこれから研究していく価値があるよということを私は考えているんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） ありがとうございます。今回の紺紙金字一切経の発見は、この「みちのくGOLD浪漫」に関する申請や登録といったものの調査研究には、一つの契機となりました。過去に議会で答弁しておりますことで恐縮なんですけれども、議員の皆様から「みちのくGOLD浪漫」に登録するべきではないかというふうな御質問に対しまして、現

時点では調査研究にとどめるというふうな答弁をしておりました。この調査研究を通常にやっておったんですけれども、そこで紺紙金字一切経という一つの発見がありまして、それを契機としてさらにもう一段階調査・研究のレベルを上げるというふうを考えております。

ただ、先ほどの答弁の繰り返しになって恐縮ですけれども、本町におきましては、現在でも様々な文化行政が行われております。それらの調性も図らなければならないなというふうに考えております。

本町には砂金採り体験、それから民俗資料館の展示、野尻金山や蛭子館金山等々の遺産、本当に豊富な遺産がございます。これらにつきまして、今後とも保存活用に図っていきたいと思っておりますし、特にこの砂金採り体験が非常に人気がございます、ちょっと余計なことかもしれませんが、毎回定員オーバーするような方々に来ていただいております。そういう方々との交流ですとか、それから地元の小中学生の地域創造学での学習の一環として進めまして、しっかりとした基礎というか、そういったふうな町民の意識を喚起しまして、登録というふうになっていければいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） それでは、少し付け加えますと、砂金採り体験についてですけれども、先ほど申し上げました宮城県涌谷町の教育委員会の方が、私も実は住田で勉強させていただいていますというようなことを言われたのを耳にしたことがあります。そんなことで、やはり住田も少しずつ加盟に向けて着実に進んでいくようにすればいいのかなというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木春一君） これで、2番、荻原 勝君の質問を終わります。

◇ 村 上 薫 君

○議長（佐々木春一君） 6番、村上 薫君。

〔6番 村上 薫君質問壇登壇〕

○6番（村上 薫君） 6番の村上 薫であります。通告に従いまして、町長及び教育長に対しまして、大きく2項目について一般質問をいたします。簡潔で明快な答弁をお願いをいたします。

最初の大きな項目の第1点は、緊急銃猟安全第一にという観点から、鳥獣被害対策についてお伺いをいたします。

ニホンジカをはじめ、カモシカや熊、イノシシ、サル等の野生鳥獣による農林産物への被害が年々深刻化、広域化をしているとともに、最近では人身被害が急増をしております。このことから、次の点をお伺いをいたします。

1点目、熊やイノシシが市街地に現れた際の猟銃使用を可能とする改正鳥獣保護法、いわゆる緊急銃猟制度であります。この制度が9月1日から施行されました。今後の町の対応をお伺いいたします。

2点目、現在、ニホンジカ及び熊、イノシシの有害捕獲期間は4月から10月となっております。3月を獣害捕獲期間に追加することで、捕獲の実効性・被害の減少につながると考えます。早急に検討すべき事項ではないかと考えます。

3点目、鳥獣生息環境管理の一つに放任果樹の除去が挙げられ、令和5年度から実施されております。課題と今後の対策をお伺いをいたします。

4点目、イノシシが現在、町内で急激に生息域を拡大し、町内全体に被害が拡大をしております。他県では捕獲に猟犬使用を認め、成果を上げていることから、近隣市と協調し、猟犬使用を県に要望すべきではないかと思います。

次に、大きな項目の第2点目でございます。問題の先送りはできないという観点から、町有施設の諸課題についてお尋ねをいたします。

早期に結論や方向性を示さなければならない町有施設の状況が認められることから、次の点をお伺いをいたします。

(1) まち家世田米駅の土蔵について、崩落等の危険性が危惧される状態にあります。人的・物的な危険に対してどのように対応していくのか、お考えを聞きます。

2点目、生活改善センターや農林会館を含む役場周辺施設整備計画の工程計画をいつ頃提示するかお尋ねをいたします。

以上、大きく2項目について、町長と教育長の御見解をお伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

〔町長 神田謙一君登壇〕

○町長（神田謙一君） 村上議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、1項目め、鳥獣被害対策についての（1）改正された鳥獣保護管理法への対応についてお答えをいたします。

今月1日に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律

が施行され、市街地などの人の生活圏に熊やイノシシが出没した際、一定の条件を満たせば、市町村の判断により猟銃の使用が可能となる、いわゆる緊急銃猟制度が創設されましたことは、報道等でも広く周知されているところであります。

制度の創設を受け、本町でも緊急銃猟に係る対応マニュアルを策定したところであり、必要な人員の確保、関係機関への協力要請、住民に対する制度の周知、備品の確保、補償保険への加入などを順次進める中で、年内をめどに体制を整えたいと考えております。

なお、緊急銃猟につきましては、熊などの危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入し、人の生命・身体への危害を防止する措置が緊急に必要で、また、猟銃以外の方法では的確かつ迅速に捕獲等を行うことが困難であり、避難等により地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合の条件を満たして、初めて実施が可能とされているものであります。

したがって、熊などが市街地に出没した際には必ず緊急銃猟を持って対応するというのではなく、現場の状況などを確認しながら、これまでの花火等による追い払いやわなによる捕獲なども含め、適切な方法を選択し、対応に当たってまいりたいと考えております。

次に、（２）野生鳥獣の捕獲期間についてお答えをいたします。

本町の鳥獣捕獲対策につきましては、４月から１０月までの期間を有害鳥獣捕獲事業として、１１月から２月までの期間を指定管理鳥獣捕獲等事業としてそれぞれ実施をしているところであります。

有害鳥獣捕獲事業は国庫補助金を活用した町の事業であり、住田町鳥獣被害対策実施隊を中心とした活動を推進する中で、毎年、ニホンジカやイノシシ、ハクビシン、アナグマなどを捕獲しているところであります。

一方、指定管理鳥獣捕獲等事業は、ニホンジカ、イノシシの捕獲を目的に県が県猟友会に委託しているものであり、町内においては、高田猟友会に活動いただいております。

村上議員からは、３月を捕獲期間に追加すべきとの御質問でございますが、一般的に春先は草木が生い茂る前で捕獲が比較的容易であること、出産前の個体が捕獲できることなどのメリットがあるとされ、捕獲効果が高い時期とされております。

これまでは、捕獲事業の事務処理の関係上、３月の捕獲活動は難しいとされてきましたが、先般、県から新たな対応策も示されましたので、町といたしましては、自治体や高田猟友会と早期の実施に向けた協議を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に（３）、放任果樹の除去についてお答えをいたします。

農地や民家に隣接する不要な樹木の伐採や藪刈りや除草については、被害を誘発する要因

を取り除く有効な手段と捉えているところであります。

放任果樹の伐採につきましては、被害が多い地区を対象にアンケート調査を行い、令和5年度に八日町・天嶽地区で10本を伐採、令和6年度には赤畑・本町地区でも6本を伐採しております。今年度につきましては、住田中学校周辺の放任果樹について、伐採を計画しているところであります。

この事業は国の交付金事業を活用して実施しており、財源が限られていることから、優先順位を定め、地域を限定して取り組まざるを得ないところでございます。

また、今年度からは、町の補助制度において、農林業振興会で取り組む放任果樹の伐採や農地・農道を含む乾燥帯の草刈りなども対象にするなど、制度を見直しながら被害軽減に努めているところでございます。

放任果樹の伐採は集落ごとにまとまって取り組むことで、その効果は大きいと捉えておりますので、それぞれの所有者・地域で、いわゆる自助・共助の精神で御協力をいただき、町の取組と合わせ、対策を講じていきたいと考えております。

次に（４）猟犬を使用した狩猟についてお答えをいたします。

岩手県においては、昭和30年から日本ジカの捕獲において猟犬を使用した狩猟が禁止されており、現在も継続されているところであります。

一方で、村上議員の御質問にありますイノシシの捕獲に対しましては、猟犬の使用が可能とされておりますが、日本ジカに対する禁止措置も相まって、県内において猟犬を使用した猟銃事例は確認できなかったところでございます。

令和4年3月に策定された県の第13次鳥獣保護管理事業計画では、ニホンジカに対する猟犬の使用について、農業被害が恒常的に発生するとの理由から、禁止措置の解除を検討する旨の記載がなされたところでありますが、専門家からの意見として、ハンターに猟犬を使用した経験がなく、教育・トレーニング環境が整っていないことなどが解除するに当たっての課題として挙げられたようであります。

現在のところ、町内あるいは近隣市において、猟友会などから猟犬の使用を求める声が高まっているとの情報は寄せられておりませんが、必要に応じて意見交換してまいりたいと考えております。

次に2項目め、町有施設の諸課題についての（１）まち家世田米駅の蔵における人的・物的な危険の対策についてお答えをいたします。

まち家世田米駅の蔵につきましては、平成27年度の整備において、4棟の蔵のうち、蔵

4をギャラリースペースとして整備し、残りの3棟は補助事業導入を視野に入れ検討することとしておりました。

平成29年度には住民交流拠点施設内蔵改修保存調査及び安全対策業務を実施し、蔵1と蔵3については目立った不朽・劣化は認められませんでした。壁内部等の詳細の調査が必要とのことであり、蔵2については全体的に不安定であり、倒壊しないための補強工事が急務であるとの結果でありました。その際、蔵2に対しては竹囲いでの安全対策を実施し、利用者の立入りを制限する措置を取っております。

その後、令和3年度に国の補助金を活用した蔵の公開活用調査設計業務委託料を計上した補正予算案を上程したところ、否決となり、改めて耐震診断と実施委託料を計上した補正予算案を可決していただきましたが、診断を実施していただける業者を公募し、個別にも打診したところですが、選定には至りませんでした。

現在のところ、日常の管理において、利用者等に危害が生じないよう十分な注意を払うとともに、今後の方向性を検討するため情報収集をしておりますが、有効な方策を見いだせない状況であります。

今後も引き続き日常の点検・管理を徹底するとともに、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、(2)役場周辺施設整備計画の工程計画をいつ頃提示する考えかについてお答えいたします。

生活改善センターと農林会館を含む庁舎周辺施設整備につきましては、平成24年3月に策定しました役場庁舎建設基本計画に周辺施設の方向性を明記し、検討を開始いたしました。その後、令和3年度までの間、地域デザイン会議での検討、役場課長等会議での情報共有及び内容検討、議会全員協議会での議員説明などを複数回実施し、検討を進めてまいりました。

しかしながら、令和4年度以降、関係機関等との調整に時間を要し、整備計画の策定に至らない状況であったことから、昨年度、次期総合計画を策定する中で検討し、役場庁舎周辺というエリアで考えるのではなく、公共施設総合管理計画において、公共施設全体の中で個々の施設の方針等を検討していく方針としたところであります。

いずれにせよ、公共施設個別計画において定めた目標使用年数の到来まで、生活改善センターは5年、農林会館は14年となっていることから、しかるべき時期に更新等の整備の方針を決定してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（佐々木春一君）　ここで、6番、村上　薫君の再質問を保留し、暫時休憩します。

休憩　午前11時03分

再開　午前11時14分

○議長（佐々木春一君）　再開します。

休憩前に保留いたしました6番、村上　薫君の再質問を許します。

村上　薫君。

○6番（村上　薫君）　再質問をいたします。

先ほどの緊急銃猟についてでございますが、町のほうとすれば、対応マニュアルはもう既に作成をしていると。年内に動けるめどが、体制ができているというふうなことでございました。

そこでお聞きいたしますが、緊急銃猟は市町村の判断で発砲を可能とした制度であります。実施主体となる町長の責任は大変重くなるわけですが、大きな役割を担うというのがハンターだと思えます。その熊を仕留めることができるハンターというのは限られてるというふう聞いております。

どのようにこのハンターの選任と今後の育成を図っていくお考えなのかお聞きします。

○議長（佐々木春一君）　林政課長、佐々木暁文君。

○林政課長（佐々木暁文君）　緊急銃猟で猟銃を使用する方の選任、あるいはその育成という御質問でございます。

本町といたしましては、猟銃の使用につきましては、現状のところ、鳥獣被害対策実施隊の方々を想定しているところでございます。そういった中で、鳥獣保護管理法においては、猟銃使用を実施する方の要件が定められております。あるいは、町のマニュアルにおきましても、求める知識だったり能力というのを明記させていただいたところでございます。

その辺りの条件等々を自治体のほうにお示しをしながら、5名程度選任、推薦をいただくような形を取ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

あとすみません、育成等々につきましては、更新のという部分になろうかと思いますが、通常の有害捕獲活動の中で、まずは研さんをしていただければというふうに考えております。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 熊の捕獲をする方ということで、大体5名程度を今考えているということですが、実際に町内の方々を聞いてみましても、本当に少ないんだそうですね。熊を仕留めるとするのは非常に難しいことのようなんです。そうしますと、その5名を確保するというのも非常に難しい。今でさえも難しいとなると、今後はさらにもっと難しくなるというふうに考えます。

高田猟友会という中で住田町は実施したいということですが、例えば、遠野市との連携なども考えていくというのも、これも必要じゃないかというふうに思います。

私もちょっとお付き合いをしている方々の中に熊をやはり捕獲できる方々もおりますので、いよいよの場合はそういうことも考えていくべきじゃないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 当然、人材の確保という部分で問題が生じる部分もあろうかというふうに思いますが、まずは町内実施隊の部分の中での対応ということで、話し合い等々を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 次に、実際にこの体制が年内のめどということでできるということですが、町内での訓練も必要になるかと思えます。県での研修会もあるというふうに聞いておりますけれども、県の研修を終えた後、実際に町内でのこの訓練の実施時期であるとか、どういう場所で、あるいはどういう状況を想定をしているということやっていかなきゃならないと思いますが、現在のところ、大体どういうふうなめどで考えているんでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 町のほうで実施をする訓練の時期・場所・シチュエーション等々ということで御質問でございます。

先ほど町長の答弁でも申し上げましたとおり、緊急銃猟、最終的な手段なのかなというふうには捉えておりまして、実際に実施するケースというのは限定的なのかなというふうに捉えております。

例えば、実施が想定されるケースといたしましては、学校なんかの校舎に熊が侵入をして、教室等にこもって膠着状態になっておる。あるいは、世田米商店街等々で同一の個体が何度となく出没を繰り返すといったようなときに、緊急銃猟の判断もあろうかなというふうに捉えております。

そういった部分を想定した中での訓練になるのではないかなというふうには捉えておりますが、いずれ実施隊、あるいは県警察等々の関係者を招いての訓練になるのかなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） いずれ実際の状況を想定しながら、準備を整えていくということだと思います。住田中学校の校庭ですか、その近辺にも熊が出入りをしているという実際のケースもあるわけですから、その辺のところの体制を万全にしていいただければというふうに考えます。

そこで、熊の人身事故も町内でも起きておるわけですがけれども、自分の身は自分で守ることが一番大事なんだろうというふうに思いますが、現在、森林組合で扱っております約2万円する熊撃退スプレーがあるんですが、これは2万円ですので、なかなか手に入れるというのは難しい。町のほうの補助制度みたいなのを検討していただければ大変助かるんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 熊スプレーの購入に対する補助ということでございますけれども、現在のところ検討しているものはございませんが、様々な事例を見ますと、少ないながらも補助をしている事例等々はあるようでございます。あるいは、先般、県内においても購入補助をするというような自治体等々も報道等でなされたところでございます。

町といたしましては、窓口等々にも追い払い花火の譲受け等々で来庁される方もいらっしゃいます。そういった方々等からも意向・ニーズ等々も聞かせていただきながら、そういった判断、検討もしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 他の自治体の例もありますし、それで、これは熊撃退スプレーとは言いますが、熊もそうですしイノシシもそうですし、サルもそうなんです。全てある程度そ

ういう哺乳類には効きます。そういうことでございますので、広範な形でのその対応、この撃退スプレーでできるという面がありますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

教育次長のほうにお伺いいたしますが、地区公民館あるいは社会体育館、生涯スポーツセンター、大勢の人が出入りする場所なわけですが、こういう熊撃退スプレーなどの配置というものも必要なんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 状況等を分析いたしまして、今後、参考にさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） ぜひ分析とかしていただいて、いずれ被害が起こらないうちに対策を講じていかなければならないのかなというふうに思います。

それでは、2点目の有害捕獲期間に関わってお尋ねをいたします。

先ほどの町長の答弁では、この3月も獣害捕獲期間に追加すると、早期に実施を協議していくということでございました。いずれその方向で進めていただければというふうに思います。

日本ジカの出産前と、3月といえばそういう時期でありますので、そうしますと、1頭じゃなくて2頭分を捕獲したというふうな計算にもなります。そういうので、他の自治体のほうでは率先をしてやっているということでございます。

それから、この日本ジカに関わってと言いますが、さきの議会でも取り上げましたキョンですね。キョンは千葉県房総半島で繁殖が増えて、現在は栃木県の石岡市まで北上してきております。大体、生後1年で出産をするということでございますので、このキョンもそういう大いに脅威の対象になります。

ですから、早めにこういう獣害捕獲期間を3月を1か月追加するとかいうふうに実施していただければ、さらに捕獲の効果が出るんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

3点目の放任果樹の除去についてお伺いいたします。

まず、今はアンケート調査をしながら、八日町とか天嶽、あるいは五葉等で年に10本程度除去してきているということですが、令和7年度から農林業振興会を中心に今後やっていくということですが、今までの予算的なその規模といいますか、やり方とかその辺が令和7

年度ではどのように違うのかお伺いします。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長、菊田賢一君。

○農政商工課長（菊田賢一君） 各地区の農林業振興会への補助の見直しということでございますが、振興会の上限、今までは1振興会当たり10万円の補助を出していた部分を、上限を上げまして30万円にしたところであります。

また、これまではカメムシ防除ですとかそういった対策の部分の助成だったんですが、例えば放任果樹の伐採をするですとか、あとは農道とかの緩衝帯の草刈りですとか、そういった作業の部分についても対象にしておりますので、地域の中でそういった部分に取り組んでいただければありがたいなと感じております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 地域は地域で守るという観点で非常に重要なことだと思いますが、農林業振興会を通じてということですが、これ、全般的に町民の皆さんにそういうふうに変ったということが分かるようであれば、もっと効果が上がっていくと思うんですが、周知とかその辺はどのようにもっとうやっていくのかお伺いします。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長。

○農政商工課長（菊田賢一君） 制度の周知ということですが、周知につきましては、毎年冬の時期ですが、各地域に入りまして座談会を開催しております。そういった中で、こういうふうに見直しましたということでPRをしておりますし、またあとは、広報すみた等でも周知するようなことを考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 令和5年度の鳥獣による農業被害額を見ますと1,022万円、内訳的にはニホンザルの被害が36%、イノシシが26%、日本ジカが22%というふうになっておるわけですが、町のほうでも県に対して、ニホンザルの鳥獣保護管理計画の第2種特定鳥獣管理計画の策定を強く要望しているわけですが、この2種ということは、もう捕獲していいよというふうな形なわけです。今まではサルというのは捕獲できなかったわけですが、この辺のところをもう少し強力にやっていくためには、住田町だけではなくて、大船渡も日頃市などで気仙ころ柿などの被害が大きいというふうに聞いておりますので、大船渡、陸前高田市、住田町、二市一町広域で県のほうに要望を強めていくというのも大事じゃない

かというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） ニホンザルに対します広域での要望活動ということでございますけれども、昨年度、本町の県予防の部分でもお伝えをいたしましたし、あるいは広域連合での要望、あるいは二市一町に加えて、遠野市・釜石市・大槌町まで含めた中で、広域で首長等々が県庁のほうに出向いて要望したような実績等もございます。

いずれそういった部分を踏まえて、県のほうでは予算を確保しながら個体数の調査、今年度実施をするということで回答を得ておりますので、まずは、その辺りの動向を注視してまいりたいというふうに考えているものでございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 気仙二市一町のほかに遠野市・釜石市・大槌町なども踏まえて、今後要望していくということでございます。いずれこのサルというのは非常になかなか賢くて、手ごわいというふうな形で住民の方々も困っておりますので、ぜひ強力に進めていただければなというふうに思います。

もう一つ、放任果樹についてですが、確かに伐採をするというのも一つの手段ではございますが、ただ伐採するということではなくて、柿の活用ということの視点も大事ではないのかというふうに考えます。

農政課のほうではどのように考えているのでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長。

○農政商工課長（菊田賢一君） 柿の活用ということでございますが、過去にはそういった事例もございますので、関心があるといいますか、加工して何か取り組みたいということがあれば農政商工会のほうに来ていただいて、相談を一緒になって考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 行政のほうで主体的にやるというのは難しいでしょうから、いずれこの指とまれという形で柿に関心のある方々に集まっていただいて、町民の皆さんだけでなく、例えば、住田町に来ているような交流のあるような方々、新しい視点の中で活用を考えていくということも大事だというふうに思います。

私も柿の町内のほうの上下有住で523本ほどあります。住宅地図にちょっと落とし込み

まして、農政課のほうにも提供させていただいておりますけれども、いずれ集中的にあるところが存在しますので、そういうところを中心に、この柿の活用を考えていくというのも一つの方法なんじゃないかというふうに思います。

今までストロベリープロジェクトというのがありましたが、あるいはこれに似たようなパーシモンプロジェクトみたいなような呼びかけといたしますか、そういうのは町内だけでなく、交流のあるような違った意見があるような、考えがあるような方々とも進めていくべきだというふうに考えます。その辺の考えをお伺いします。

○議長（佐々木春一君） 質問者に確認しますが、放任果樹の活用と鳥獣被害対策の関連のところの質問の整理がないと担当課は答弁に困ると思うんですが、その辺のところを再度お願いします。

村上 薫君。

○6番（村上 薫君） いずれその放任果樹というのは鳥獣被害の一つのものになっておりますので、いずれその活用の方法も考えていくべきだというのが私の主張でございます。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長、菊田賢一君。

○農政商工課長（菊田賢一君） 先ほどの答弁の繰り返しにもなりますが、過去には乾燥機ですとか、そういった支援をした実例もございます。関心のある方は御相談いただいて、可能な限り協力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 4点目のイノシシの猟犬狩猟の件についてです。

イノシシのほうには猟犬は可能だと、使用は可能だというふうにはなっているんですが、正直言って、猟犬がイノシシであるとかニホンジカだということを区別することはできませんね。ですから、いずれニホンジカについても猟犬使用を認めていただきたいというのが一般的な考え方だというふうに思います。

今、意見交換もしているということでございます。いずれ猟犬というのは、これは単純な猟犬ということではなくて、私が考えます猟犬というのは、例えば、教育をできるような訓練センターのほうに教育をお願いをして、例えば、自治体のほうにその管理・使用を委託するというふうなことも一つの方法ではないかというふうに思います。そういうところも含めて考えていかないと、今の鳥獣対策っていうのは進んでいかないのかなというふうに思います。

今、私が話しましたその猟犬の教育やらあるいは管理・使用の件について、どのように今後考えていくのかお伺いします。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 猟犬の使用という部分でございますが、現状まだその辺りの使用が日本ジカについては認められていないと。あるいは、フィールドが同じ部分でイノシシ等の部分にも猟犬使用というのはなかなか進んでいないという現状がございます。

そういう現状において、御質問の検討についてはまだちょっと時期尚早かなというふうには思いますけれども、いずれ事例調査等々は町といたしましても進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） いずれそのニホンジカについても、他県ではもう既に認めているわけです。岩手県だけなんですね。日本ジカに対して認めていないというのは。その辺のところも今後、県のほうでもいろいろ意見交換やら禁止の措置の解除に向けて検討もしているということでございますので、実効性のあるような、まず体制を取っていただければなというふうに考えております。

それでは、大きな項目の町有施設についてお伺いをいたします。

まち家世田米駅の土蔵についてでございますけれども、このお盆の時期、帰省の方やあるいは旅行されている方々、町家を多く利用していただいて、そういう中でやはり聞こえてくるのは、この今にも崩れそうな土像を、多くの方々が交流するようなこういう場所に残しておくんですかねというふうな声がやっぱりあるわけですね。町の安全に対するその姿勢とか、イメージに関わる私は重要な案件だというふうに思います。

なかなか令和3年度以降、診断とかそういうものの選定にも至らずということでございますが、今後のまず見通しですね。どのような形でこの蔵の在り方を考えているのかお伺いします。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） ただいまの御質問の蔵の今後についてでございますが、まず現状のほうを申し上げさせていただきますと、先ほど町長からも答弁いたしました、情報収集ということで今当たっております。

能登半島地震の際にも相当数の土蔵が被害を受けたようでございまして、能登のほうでは

今、被害を受けた蔵の修復・復旧、そういったものが事例として数多く出ているようでございます。そういった中で、様々その技術を持った方というのも情報発信をされていたりするようでございますので、まだちょっと能登のほうの復旧というのが現在進行形で続いているようでございますので、そういった方々から御意見をいただくとか、そういったものに向けて様々な情報を集めたいなというふうに考えております。

今後についてでございますけれども、村上議員、御質問にございました今にも崩れそうな蔵、特にもういわゆるにこいちの蔵2の建物のことだというふうに理解しましたけれども、確かに素人目で見ても少し危険な状態だというのは私も同じように感じるころではございますけれども、ただ一方で、国の有形文化財に登録をされているものでございますので、文化財保護法の趣旨でございます国民的な歴史的価値のある建物を保護していくというのも、登録した以上、責務として負っておるところでございますので、その努力をどこまで続けるのかというのはなかなか一概に結論が出せるものではないというふうに考えておりますので、議員の皆様方ともいろいろ意見交換をさせていただきながら、今後について引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） まち家世田米駅、それから土蔵の蔵については、国の有形文化財指定を受けているというのは私も理解をしておるんですが、教育次長のほうにお尋ねをいたします。

こういう国の有形文化財に指定されたもので、例えば、今の2番蔵のように非常に危険な状態にあるというような建物について、これは全国的な例とか見て、解体というのはできないのでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 文化財保護法に基づく適切な手続をすれば、解体及び抹消が認められるケースもございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） いずれ適切な手続を踏めば解体もできるということのようでございますので、その辺も含めて、私ども議会のほうと協議をさせていただければというふうに思います。

そこで、あとは蔵全体のことに關してですけれども、蔵を残すのであれば、それぞれの一番蔵はこういうふうに使います、2番からはこう使います、3番はこういうふうに、4番蔵はギャラリーとかに今使われておりますが、そういう目的と、それぞれのその蔵の活用の方法、誰が管理運営するのかということを定めて、実際に補修するとしたらば、専門業者からしっかりとしたその見積りを取る。その上で、私らの議会のほうと再度審議をするということが筋じゃないかというふうに考えます。

この辺のところ、どのように考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 蔵の活用についてでございますけれども、当初策定をいたしました整備計画の中では、蔵1については歴史的資料展示、それから蔵の2については史資料保管、蔵の3についてはトイレ・倉庫という目的での整備を想定しておりました。ただ、もう施設がオープンしましてから相当年数がたっておりまして、当初想定していた利用者と現在の利用者の間に相違がないか、そういったところで、今後の活用については、場合によっては見直しも必要かなというふうにも考えております。

いずれにしましても、まずは危険な状態のものをどうするかというところの検討がまず先にあるべきものだというふうに考えておりますので、その残った蔵についても、それについても整備するのか、あるいは、場合によっては解体するかといったものも選択肢としては捨てきれないところではございますけれども、そういったことについて広く関係者等々からも状況を確認しながら、今後について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） いずれ、期間のほうも結構経過をしております。解体するあるいは改修をするにしても、物価高、人件費高で相当今は単価が上がっておりますので、当初のもくろみとは全然違うような結論が出てくる可能性もありますので、早急にこれを詰めていただければというふうに思います。

2点目の生活改善センターや農林会館を含む庁舎周辺施設整備計画についてでございます。

町長の答弁ですと、次期総合計画の中では公共施設等総合管理計画の中で改定をしながら、これに公共施設の更新とか長寿命化、統廃合等を検討していくというふうなことだというふうに承りました。しかるべき時期に示したいと、こういうことのようにございます。

そこで、これは町長のほうにお尋ねをしますが、長年の懸案であった木工2事業体の問題

にも決着がつけました。新型コロナウイルス感染症も多少落ち着いていると。こういう段階だからこそ、こういう大きな役場周辺施設整備計画の策定に取りかかるべき時期ではないかというふうに考えます。

町長のその辺のところの1軍といいますか、こういうふうな形で肅々とその総合計画、5年間の中で進めていくんだという決意といいますか、そういう考えをお聞きをしたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 御質問ありがとうございます。施設等々については、町長就任当時からお話をさせていただいて、やはり行政の部分では花の建設涙の保全というような形の中で、まさに人口減少社会において、今度はどう縮小していくかというところがどこの自治体も課題になっています。

今までの取組等々、これもどこの自治体でも共通で、ある意味反省材料というような位置づけになっていますのは、個別にこれはやるべきかやるべきでないかというような部分の中で、箱物が増えてきたという実態があります。

それぞれ財政を含めている中での計画があるわけですがけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、役場周辺ということだけではなくて、例えば、学校等も含めていろんな施設、公共財産と言われるものがございます。トータルで造るだけではなくて、場合によっては解体というところもお金がかかってきます。そのトータルでやはり見ていく必要があるんだろうということで、公共施設総合管理計画というような形の中でしっかり財政的な部分も、減る子供の将来の人たちに負担をどんどん増やすのではなくて、あるべき形という部分も模索しながら、本当に行政として必要なものは何かというような部分も含めて検討していきたいと考えております。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 花の建設涙の維持ということで、そういう形になるんだろうというふうに思います。

いずれこれは全体の中で、確かに役場周辺もございます。下有住小学校もあります。有住中学校もあります。それから、こちらの森林組合の裏のほうにある重要書類を保管している倉庫もございます。いろんな意味で考えていかなければならないということでございますが、いずれ先ほど町長の答弁でもありましたように、大体60年使用を目標としていると。建物については。生活改善センターはあと5年で、農林会館のほうはあと14年あるかなという

ふうでございますが、いずれこの5年というのが今回策定をした総合計画の中に入ります。ですから、こういう中での判断を全体的にどういうふうにしていくかというところをきっちり詰めて、私どものほうに提案をしていただければありがたいというふうに思います。

企画財政課長のほうにお伺いしますが、新総合計画の策定も御苦労さまでございました。これに合わせて、令和7年度新たにその開発計画とかあるいは過疎地域持続的発展計画、これは令和8年度から令和12年度ということでございますが、公共施設管理計画の改定とともにできる限りその全体像ですね、5年間の中での全体像をお示しをしていただければというふうに考えます。その辺のところの大体課長の考えている今後の見通しがお聞きできればよろしいかと思います。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 計画策定の見通しというよりは、その計画の内容の見通しというふうな御質問の趣旨と承りましたが、よろしかったでしょうか。

今、御質問にございました開発計画にせよ、いわゆる過疎計画にせよ、元となる部分は、どうしても財政計画の裏づけなしに計画はつくれないものだろうというふうに考えております。特に公共施設の更新あるいは解体、そういったものに関しましては、今は国の補助事業というのも大分少なくなってきておりますので、単独の事業で実施せざるを得ないというものが大半でございます。

そこで、やはり財源として一番有効なのが過疎対策事業債だというふうに考えております。ここ近年の状況で見ますと、人口減少に伴いまして過疎団体が増えてきている状況で、毎年、過疎債の配分額というのが非常に厳しい状況が続いております。年度末のぎりぎりまで今年の事業分、満額財源確保できるか分からないという状況がここ数年続いております。

そのような中で、例えば農林会館、生活改善センターの機能を新しい施設に移設するための施設整備に係る事業費というものは、恐らく数億円程度に上るものだろうというふうに考えます。

そのほかにも、例えば、滝観洞観光センターの旧建物ですね。それですとか、今は遊休施設となっている旧有住中学校の校舎、体育館、旧下有住小学校の校舎等々、仮に解体するとなれば、こちらも数億円程度の事業になると思います。単なる解体ですと、起債の充当はなかなか難しいというものがございますので、その辺の財政計画というのが数年前に比べると非常に難しい状況だなと考えております。

とはいえ、この5年間の中で施設整備の方向性というのはしっかり示していく必要がある

うかと思いますので、そこは勇気を持ってというか、覚悟を持ってしっかり計画策定を進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） この5年間の中で方向性を示していくということでございます。大変だというふうに思います。いっぱいありますのでね。その辺のところはしっかりとお願いをしたいと思います。

そこで、もう一つあれですが、先ほども森林組合の裏のほうにある各課の公文書を保管している書庫を兼ねた古い建物、かつてのレナウン倉庫ですか。これは公文書を保管しているという重要な政もあるんだと思いますが、この問題についても早期に解決を図っていかなければならないというふうに考えておるんですが、この辺はどのように捉えているんでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 今は公文書の保存に関する部分だと承りましたけれども、公文書につきましては、保存年限が1年から永年保存という形でありますけれども、その中で、永年保存であれば今はレナウン倉庫という名称で使っておりますが、そちらのほうではなくてこちらの役場のスペースを活用したりとか、できる限りそういったものが外部に出ることのないような対応をしているところであります。

ただ、やっぱり一方で、そういったものをずっと放置するわけにはいきませんので、今後、デジタル化とかそういったことを視野に入れながら管理していければというふうに思いますので、ここ何年かでそういった方針を示していければというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 保存年限によって分類をして保管をしているということでございます。デジタル化というのも一つの方法ではございますから、いずれその公文書でございますので、その辺のところはしっかりと対応していかなければならない問題だろうというふうに思います。

もう一つですが、今後いろいろな施設を整備をしていくこの役場周辺に限れば、葛巻町のほうでは新しいくずま〜るという複合庁舎ができましたが、今、町内で聞きますと、商工会であるとか気仙森林組合などの建物も老朽化をしていて、何とかしなければいけないんだと

いうふうな声も聞こえます。

そういう意味では、いろんなその財政的な、どこからどういうふうに財源を工面をしていくかということも合わせながら、この辺のところも全体的に考えていきながら今後の施設計画の中に組み込んでいければお互いにいいのじゃないかというふうに考えますが、その辺の考えをお聞きします。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 以前検討しておりました庁舎周辺施設整備の中でも、町に係する団体さんの事務所としての活用というものも当然視野に入れまして、御意向を聞いた経過がございました。

今後の施設整備に当たりまして、相当程度の規模を持つような施設であれば、その一角に入るとことは検討の余地はあると思いますので、引き続き、関係する団体等の御意向も踏まえながら考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 最後になります。

今までですと、役場周辺設備計画の担当をする課というのがなかなか明確ではなかったというふうな気がします。例えば、中央公民館を管轄する教育委員会だったりとか、あるいは農林改革の農政商工課とか、公共施設を管理する総務課とか。今後は企画財政課の担当ということで認識をしてよろしいのかどうかを最後にお聞きします。

○議長（佐々木春一君） 総務課長。

○総務課長（横澤広幸君） 公共施設等管理計画の中では、今現在は総務課のほうで作成しておりますけれども、取りまとめを行うのは総務課のほうで行いますが、組織横断的にそういった情報共有をしながら作成して、方向性が決まれば個々にそういった関係課で集まって、そういう個別の計画に基づいて進めていくといった流れになっていくと思います。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 取りまとめは総務課というふうな理解でよろしいということですね。はい。分かりました。

今回の一般質問では、緊急銃猟について安全の第一という観点から、それから、町有施設につきましては、問題の先送りをしないでということでの質問をさせていただきました。私

の一般質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（佐々木春一君） これで、6番、村上 薫君の質問を終わります。

◇ 阿 部 祐 一 君

○議長（佐々木春一君） 7番、阿部祐一君。

〔7番 阿部祐一君質問壇登壇〕

○7番（阿部祐一村君） 7番、阿部祐一であります。町長、教育長に一般質問をお願いいたします。さきの6番議員と質問等が重なる部分もありますが、よろしくをお願いいたします。

それでは、1項目めは熊の被害対策についてであります。

全国的に熊の出没が増加し、町内においても人身被害が発生しています。本年9月から熊の駆除に関する新制度がスタートしたことから、次の点を伺います。

1項目めは、現制度では住宅密集地での銃の使用は原則禁止されていましたが、改正鳥獣保護管理法の施行により、一定条件を満たせば、市町村の判断で銃の使用が可能となるということです。当町での対応としては、今後どのように変わっていくのかを伺います。

2つ目は、町の要請でハンターが発砲した際に、万が一事故が起きた場合など等の責任はどのようになるのか。

3つ目は、要請に応じたハンターがけがをした場合などの対応はどのようになるかについて伺います。

大きく2項目めは、遊林ランドと旧道の駅種山ヶ原の活用策についてであります。

遊林ランドと旧道の駅種山ヶ原は種山の活性化の一躍を担ってきましたが、今後の有効な活用策について、次の点を伺います。

1つ目は、遊林ランドは種山ヶ原の活用に大きく貢献したと思っております。栗木鉄山を含めた拠点として整備していく必要があると捉えます。今年度策定される町の観光計画にどのように位置づけていく考えかをお伺いいたします。

2つ目は、旧道の駅種山ヶ原は、道の駅の制度発足に伴い道の駅として指定を受け利用され、道の駅が今のポランに変更された後は、食材加工施設としてしばらく利用されてまいりました。今は利用されておられません。建物もかなり老朽化し、道の駅ポランの入り口という景観上の課題もあります。今後、どのように活用及び管理をしていく考えかを伺います。

1回目の質問を終わります。

○議長（佐々木春一君） ここで、7番、阿部祐一君の質問に対しての答弁を保留し、午後1時まで休憩します。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（佐々木春一君） 休憩前に保留いたしました 7 番、阿部祐一君の質問に対する答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

〔町長 神田謙一君登壇〕

○町長（神田謙一君） 阿部議員の御質問にお答えをいたします。

初めに 1 項目め、熊の被害対策についての（１）改正された鳥獣保護管理法への対応、（２）発砲により事故が起きた場合の責任の在り方、（３）ハンターがけがをした場合の対応につきましてはそれぞれ関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

なお、答弁の内容が村上議員への答弁と一部重複いたしますことを御了承願いたいと思います。

今月 1 日に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が施行され、市街地などの人の生活圏に熊やイノシシが出没した際、一定の条件を満たせば、市町村の判断により猟銃の使用が可能となる緊急銃猟制度が創設されましたことは、報道等でも広く周知されているところであります。

制度の創設を受け、本町でも緊急銃猟に関する対応マニュアルを策定したところであり、必要な人員の確保、関係機関への協力要請、住民に対する制度の周知、備品の確保、補償保険への加入などを順次進める中で、年内をめどに体制を整えたいと考えております。

緊急銃猟につきましては、熊などの危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入し、人の生命・身体への危害を防止する措置が緊急に必要で、猟銃以外の方法では的確かつ迅速に捕獲等を行うことが困難であり、避難等により地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合の条件を満たして、初めて実施が可能とされているものでございます。

したがって、熊などが市街地に出没した際には、必ず緊急銃猟を持って対応するというわけではないということを御認識いただきたいと思います。

現場の状況などを確認しながら、これまでの花火等による追い払いやわなによる捕獲なども含め、適切な方法を選択し、対応に当たってまいりたいと考えているところでございます。

なお、本町では、緊急銃猟の実施に当たり、猟銃の使用者として町鳥獣被害対策実施隊を想定しているところであります。

阿部議員の御質問にもありましたが、万が一の事故として、発砲等により対人・対物に損失を生じさせることが懸念されますが、このたび策定した町の対応マニュアルにおいても、それらの責任の所在は緊急銃猟の実施者たる町にあり、その損失に係る補償・賠償は、町が加入する保険により対応する旨を明らかにしているところであります。

また、緊急銃猟の活動中に隊員がけがをした場合は、これまでの有害鳥獣捕獲活動と同様に、公務災害として取り扱われることとなっております。

いずれにいたしましても、緊急銃猟の実施に当たっては、隊員ら関係者が安全・安心に活動できる体制を整備することが何よりも重要と捉えておりますので、随時情報を共有しながら、対策には万全を期してまいりたいと考えているところであります。

次に、2項目め、遊林ランド種山と旧道の駅種山ヶ原の活用策についての（1）遊林ランド種山、栗木鉄山跡を含めた拠点整備に係る観光計画の位置づけについてお答えをいたします。

今年の3月議会において、総合計画における観光分野の主要施策の推進に当たっては、具現化するための部門別計画が必要と捉えているところであり、本年度上期を目途に、これを策定したいと答弁しているところであります。

種山ヶ原は宮沢賢治ゆかりのイーハトーブの風景地として国の名勝に指定されております。また、栗木鉄山跡地につきましても国史跡の指定を受けているところであり、歴史的価値を持った貴重な資源と捉えております。

総合計画の中では、観光・物産・振興の主要施策として観光資源の整備・活用、体験型観光コンテンツの創出を掲げております。これらを具現化する位置づけとして、現在、策定を進めているところでございます。

次に、（2）旧道の駅種山ヶ原の活用についてお答えをいたします。

この施設は平成2年度に整備されたもので、当時、種山地区は国のリゾート法に基づき、さんりく・リアス・リゾートつつじの里として指定を受けております。その中核施設として地域の集会や交流の場として建設され、広報すみたでも紹介されております。その後、平成6年4月にこの施設が道の駅種山ヶ原として登録され、食堂や物産販売などを行う施設となっております。

しかし、平成13年4月に現在の食材供給施設ボランが完成したことにより、道の駅とし

ての機能はそちらへ移行しており、現在、旧道の駅種山ヶ原、峠の茶屋っこは倉庫として活用されているところであります。

この施設は建設から34年が経過しておりますが、施設自体はまだまだ使用可能であると認識をしております。ただし、景観面では課題や道の駅としての機能や利便性の向上、景観の整備など、総合的な視点を持ちながら考えてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上であります。

○議長（佐々木春一君） 再質問を許します。

阿部祐一君。

○7番（阿部祐一村君） まず、1項目めの熊の被害対策についてでございます。

年内にマニュアルを策定するということで進めているという町長の答弁でありましたが、お伺いいたします。

まず、通報についてでございますが、当然町にも来ますし、駐在所にも行くと思うんですが、土日等は日直のみですし、駐在者も土日は本署のほうに行くこともあるのか不在の面が多いですが、そういう場合の連絡体制、通報体制をどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 林政課長、佐々木暁文君。

○林政課長（佐々木暁文君） 休日における連絡体制ということでございますが、基本的には今、阿部議員がおっしゃられたとおりで、役場であれば日直のほうに、あるいは警察のほうであれば駐在、あるいは警察署のほうに連絡が行く形が一義的かなというふうに捉えております。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一村君） 日直からそれから大船渡のほうとありましたが、住民がそのようにうまく捉えてくれればいいんですが、やっぱり休みの日なんかは不安があるのかなというふうに捉えます。まずはこれでいいのかなと思いますので、次に進みます。

次に、猟銃の使用についてでございますが、これはまず駐在さんも含めて町として判断するということですが、そもそも前段として猟銃の使用、これは当然、駐在所の警察官はもともと銃所持をしているわけですね。だから猟銃所持までは分かりませんが、本来であれば、駐在所の警察官の方もそういう熊の駆除に出てもらえれば一番いいのではないかなと捉えますが、その点はどうでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） これまで市街地等で熊の出没等があった場合には、状況に応じては、警察官職務執行法によりまして対応が行われておったというふうに捉えております。ただ、なかなか運用の部分として緊急の対応という部分に若干後手を踏む部分もございましたので、今回、法改正によりまして緊急銃猟制度というのが創設されたものと認識してございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一村君） 町として猟銃効果を強化できるということありますが、本来の進め方を見れば、そういう駐在所はどこの地区にもあるわけですから、当町に限らずね。そういう制度そのものをやっぱり考えてもらえればいいのかと考えますが、その点の見解はどうですか。

○議長（佐々木春一君） 副町長。

○副町長（小向正悟君） ちょっとフォローいたしますが、先ほど林政課長から警察官職務執行法による警察の銃対応という話をしましたが、これは警察官がどこでも拳銃を打てるというわけではなくて、本当に命の危険があるとき等、限られた場合に打てるということでありまして、それもいわゆるピストルということでもあります。

今回は銃猟ということですので猟銃を使用できるということで、これは明らかに違いがあるということで御理解いただければと思います。

○議長（佐々木春一君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一村君） うちの町長の神田町長は獣医出身ということもありまして、県内まれな方なのかなと思いますが、獣医さんですと麻酔銃の使用は可能かなと捉えるんですが、町長自ら先頭に立ってこういう場合の対策に当たるという考えはないのかについてお伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 町長。

○町長（神田謙一君） 麻酔という件に関しては、麻酔薬の取扱い等々についての権利という部分は獣医師も有しております。ただ、銃はまた別な法律の観点、管轄が違います。獣医師であっても使っているということにはなりませんので、そこら辺、現実的にはなかなか厳しいところがあるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一村君） 私の調べた範囲では可能中なのかなというふうにもちょっと聞いたところがあるので、町長自ら先頭に立てば、すごく住民意識も高まるのかなというふうに感じた次第でございます。

それでは、質問が熊の被害対策についてということなのですが、ちょっと外れるかもしれませんが。そもそも被害を起こさないということを考えますと、これから秋のシーズン度が山に危険も増えますし、今まででもその農作物がやられるということがありました。その予防対策が大事じゃないのかなと考えますが、山に出る場合、またあとは自家用野菜を作るにしても、やむなくほかにも被害が及ぶから作付をやめたとかということも農家もいっぱいあります。いっぱい取られていたずらされたとかね。

そういうので、どうしても作りたいという人には、今は複合柵の整備もされておりますから、どうしてもやりたいという人には、それもなかなか個人でやると負担もかなりかかりますから、そういう対応も助成の上乗せとかそういうことも必要なのかなと考えますが、予防対策等、その辺について伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長、菊田賢一君。

○農政商工課長（菊田賢一君） 予防対策ということでございますが、まさに寄せつけないという対策が必要であろうかと考えております。

そういった面では、町の単独の事業ではありますが、補助事業を見直しまして緩衝帯の草刈りですとか、あとは、今議員が申し上げましたような複合柵ですとか、そういった補助制度の見直しを図りながら、防御というふうな部分で対策を講じているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一村君） 熊を寄せつけないということで、緩衝体の草刈りとかは答弁にもありましたが、農林振興会を通じて活動助成をするというのは大きな進展があったのではないかなと思ひまして、いろいろ聞きますと、各振興会ごとに取り組むという話を聞いておりますので、引き続き実施してほしいのかなと思います。

それでは、次のほうに進みます。

2つ目のほうでございますが、まず、遊林ランド等、種山ヶ原、峠の茶屋っこについてでございますが、遊林ランドは34年も経過したということだったかな。かなり経過して、まずその国の補助金返還のあれももうとうに過ぎているということでございます。

この遊林ランド、かつては温泉ありサウナありで大きな食堂もありで、大変にぎやかな時代もあったわけですが、いかんせんお湯の廃止とともに、その食堂も閉鎖せざるを得ない状況にありますね。

ただ、やっぱり町でも活用を進めました県の森林の科学館構想があったわけですが、それについては、一番中核になる施設と捉えていたところでございます。

今後、そういう県のことはともかく、やはり種山という大きな観光ということを抱えておりますので、その施設自体の中身をどうしていくのか。そういうもちろん温泉から食堂からあったわけですからね。あとは、そういういろんなこの頃、バイクの展示会みたいに外ですけども交流してきている団体も見えたりしますので、そういうやっぱり休憩場所として、そういう面での位置づけが結構あるのかなと思いますが、今後の観光計画に向けた位置づけをどのように考えているか、再度お伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長。

○農政商工課長（菊田賢一君） 観光計画への位置づけというふうな部分でございますが、前段のほうで種山の遊林ランド、種山の活用というふうな部分がございましたので、遊林ランド種山の活用策というふうな部分でお答えをさせていただきます。

先ほど来、議員が申し上げましたとおり、遊林ランド種山につきましては、平成27年4月から檜風呂と食堂の提供を止めております。現在は、森林公園の散策後の休憩場所として活用されているような状況でございます。

去る8月30日ですが、バイクミーティングIN遊林ランド種山ということで、バイクの駅大船渡が主催をして多くのライダーが集まり、にぎわいを見せたところでございます。

こうした新たな動きもありますので、利活用については幅広く情報収集をしながら取り組んでまいりたいと考えておりますし、総合計画の位置づけの中には、観光資源の整備・活用、体験型観光コンテンツの創出というふうな部分を掲げておりますので、これらの資源を有効に活用しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一村君） 今、答弁にもありましたが、種山ヶ原はこの町内の下のほうと違いまして、本当の山の気候といいますか、地形的にもすごく有効なところだと思います。

今までもいろんな種山散策の会とか、あとは保育園の各種行事、それから森の案内人さんとの活動と相まったことが実施されております。その辺の需要を開拓するという面での観光

開発さんとか、そういういろんな団体との協議というのはどのように考えているのか伺います。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長。

○農政商工課長（菊田賢一君） 議員御指摘のとおり、種山ヶ原は体験型というふうな部分では重要な素材の一つだと捉えております。もちろん観光開発であるとか、森の案内人ですとか、そういったところの横の連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一村君） それでは、2つ目の栗木鉄山のほうですが、栗木鉄山のほうも活用計画と、今は教育委員会のほうで検討している最中だと捉えておりますが、やはり一体になった捉え方というのがもう必要なのかなというふうに考えます。

大正から昭和にかけての大きな鉄鋼、鉄の遺産としてすごく活用がありますし、文化財的にも優れたものだと思います。その辺の活用策について伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 栗木鉄山跡の保存活用につきましては、現在も教育委員会だけではなく、有識者の方々にお集まりいただきまして検討委員会を設置しまして、検討を進めている最中でございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一村君） それでは、小さい2項目めの峠の茶屋っこのほうについてでございますが、町長からは物置として活用をしているということでございますが、前段でも申し上げましたが、まず年数もたっていること、それからやはり景観上のことがありまして、そうであれば、私はこちらの住田のほうから行けばのことは全然あれですが、奥州市側から来れば入り口にどんとあるということもありまして、景観上はやっぱりポランというあれを見てもらうためにも、この際、撤去を考えたほうがいいのではないかと私は考えますが、その点について伺います。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長。

○農政商工課長（菊田賢一君） 峠の茶屋っこでございますが、この建物は平成2年度に起債を財源として集会施設として建てられております。34年が経過しております。既に起債ですので、償還の期間は終了をしております。解体に係る制限はないものと捉えておりますが、

現在倉庫として活用しておりますので、当面はそういった方向で考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一村君） 皆さん分かってのとおり、遊林ランドがありますという案内板が出ているわけですが、まず、今はそういう温泉等がないわけですから、実態にそぐわないといえますか、そういうこともありますので、物置としての倉庫であれば別にまた別途考えるというようなことがあって、私とすれば、きちんとしたポランをアピールするという意味では解体を考えたほうがいいと思いますが、再度お願いいたします。

○議長（佐々木春一君） 確認しますが、ただいまのは看板が設置になっていることに関連してのことですか。

答弁。農政商工課長。

○農政商工課長（菊田賢一君） まず看板ですが、以前にも他の議員さんから御指摘を受けたところでございます。そのとおりだと思っております。看板については観光開発が所有しておりますが、対応を協議していきたいと考えております。

また、解体というふうな部分でございますが、先ほども申し上げましたとおり倉庫として活用はされておりますので、そういった部分で継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一村君） いずれ遊林ランドもこれからも拠点であることは変わりませんし、新たに栗木鉄山も加わっているということで、これを観光資源として大事にしながら町の発展に努めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（佐々木春一君） これで、7番、阿部祐一君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木春一君） お諮りします。本日の会議はこれで散会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時25分
